



島根県報

令和6年8月9日（金）

第539号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部（情報システム推進課） 2
を改正する規則

【告 示】

- 市町村民生委員協議会の区域の一部改正（地 域 福 祉 課） 2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出（中 小 企 業 課） 2
土砂災害警戒区域の指定の解除（砂 防 課） 4
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（ ” ） 4
土地収用法による収用又は使用の手続の開始（用 地 対 策 課） 4
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更（審 査 指 導 課） 5

【公 告】

- 林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出（森 林 整 備 課） 6
基本測量の実施（技 術 管 理 課） 6
公共測量の実施（2件）（ ” ） 7
開発行為に関する工事の完了（都 市 計 画 課） 7

【特定調達公告】

- 島根県防災ヘリコプター一定時点検整備に係る随意契約の相手方等（消 防 総 務 課） 7
島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）の構築及び運用業務委託に係る（技 術 管 理 課） 8
随意契約の相手方等
島根県第2期財務会計システム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等（会 計 課） 9
島根県立浜田養護学校仮設校舎に係る一般競争入札の落札者等（教 育 施 設 課） 9

【公企規程】

- 島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程（企 業 局 経 営 課） 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による特定歴史公文書等の利用請求書の提出について、オンライン等を利用して行わせ、又は行う手続等に追加することとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第37号

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表中島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の項の次に次のように加える。

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）	第14条第1項	特定歴史公文書等の利用請求書の提出
---------------------------------	---------	-------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第516号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、令和6年8月9日から施行し、この告示による改正後の市町村民生委員協議会の区域の規定は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

表出雲市の部斐川町地区の項を削り、同部に次のように加える。

荘原地区	斐川町学頭、斐川町荘原、斐川町神庭、斐川町三絡、斐川町上庄原
出西地区	斐川町阿宮、斐川町出西、斐川町神氷、斐川町求院、斐川町併川
伊波野地区	斐川町富村、斐川町名島、斐川町鳥井、斐川町上直江
直江地区	斐川町直江
久木地区	斐川町美南、斐川町福富、斐川町原鹿、斐川町今在家
出東地区	斐川町沖洲、斐川町中洲、斐川町黒目、斐川町三分市、斐川町坂田

島根県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年8月9日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル大田店 島根県大田市長久町長久イ271番3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年6月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,891平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地東側 216台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 48台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 342平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側 32.4立方メートル

建物内南側 19.93立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地東側駐車場南側 2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和6年7月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第518号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第217号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
出雲市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
稗原町戸倉A
- 3 解除に係る区域
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第519号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第219号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る市町村の名称
出雲市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
稗原町戸倉A
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第520号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあったので、同

法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同町地内まで及び同町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県大田市温泉津町今浦及び吉浦地内

島根県江津市黒松町、後地町、浅利町及び松川町上河戸地内

(2) 使用の部分

島根県大田市温泉津町今浦及び吉浦地内

島根県江津市黒松町、後地町、浅利町及び松川町上河戸地内

4 手続を開始する土地

(1) 収用の部分

島根県大田市温泉津町吉浦地内

島根県江津市黒松町地内

(2) 使用の部分

島根県大田市温泉津町吉浦地内

島根県江津市黒松町地内

5 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所

大田市役所及び江津市役所

島根県告示第521号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
896	隠岐郡西ノ島町大字浦郷 218-4 島前交通安全協会 会長 清水 雅美	隠岐郡西ノ島町大字浦郷 218-4	島前交通安全協会 会長 安達 亮	島前交通安全協会 会長 清水 雅美
956	松江市平成町182番地18 協同組合松江流通センタ ー 代表理事 秀浦 義	松江市平成町182番地18	協同組合松江流通センタ ー 理事長 伊原 正人	協同組合松江流通センタ ー 代表理事 秀浦 義 久

	久			
963	出雲市国富町843番地3 株式会社平田自動車教習所 代表取締役 岸 哲夫	出雲市国富町843番地3	株式会社平田自動車教習所 代表取締役 大谷 厚郎	株式会社平田自動車教習所 代表取締役 岸 哲夫
969	出雲市大社町杵築東273番地 株式会社いずも 代表取締役 松下 敦史	出雲市斐川町大字沖洲2633番地1 出雲空港内 出雲空港売店	株式会社いずも 代表取締役 足達 明彦	株式会社いずも 代表取締役 松下 敦史
970	松江市千鳥町24番地 株式会社一畑トラベルサービス 代表取締役 村上 克春	隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12番地 隠岐空港売店	株式会社一畑トラベルサービス 代表取締役 森山 輝也	株式会社一畑トラベルサービス 代表取締役 村上 克春
979	出雲市矢野町999番地 特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21 理事長 矢田 栄子	出雲市大社町北荒木1868-10 島根県立浜山体育館事務室	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21 理事長 黒目 俊策	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21 理事長 矢田 栄子

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変更前	変更後		
627	農事組合法人 宮西 代表理事組合長 勝部 正志	農事組合法人 宮西 代表理事組合長 西 勇樹	出雲市斐川町原鹿 610	令和6年2月25日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

- (1) 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- (2) 基本測量（空中写真撮影）

2 作業期間

令和6年9月25日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

- (1) 浜田市、出雲市、益田市、大田市、雲南市、奥出雲町、飯南町及び美郷町

(2) 松江市、出雲市、安来市及び雲南市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3D都市モデル整備業務）
- 2 作業期間
令和6年7月9日から令和7年3月24日まで
- 3 作業地域
松江市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年7月22日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域
邑智郡邑南町阿須那地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市島田町字羽根1252番4
面積 499.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市安来町1605番地2
野外 雅治

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平

成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和6年度 島根県防災ヘリコプター(J A32AR)定時点検整備 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年6月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 堀内 晋 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地
1

5 随意契約に係る契約金額

240,922,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

積算システムの構築及び運用 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年6月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県公共工事積算共同利用システム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治 島根県松江市学園南二丁目
10番14号

構成員 F L C S 株式会社 中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

617,020,800円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 役務の名称及び数量

島根県第2期財務会計システム開発・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年6月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

Fしまね財務会計システム共同企業体 代表者 富士通 J a p a n 株式会社岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

663,248,520円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年8月9日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

島根県立浜田養護学校仮設校舎 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和6年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

東海リース株式会社広島支店 支店長 坂本 浩二 広島県広島市南区的場町1丁目3番6号

5 落札金額

103,730,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年6月7日

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第10号

島根県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

島根県工業用水道事業給水規程（昭和44年島根県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「又は消火演習の場合において」を「の場合に」に改め、同条第5項中「消火演習のため」を「前項の規定にかかわらず、火災の場合の消火活動以外の目的で」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。